

電気用品の技術上の基準を定める省令 新旧対照表(LEDランプ)

別表第八 令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機

2 令別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具

(中略)

改正案	現 行
2 (86)電気スタンド	
イ 構造	イ 構造
(略)	(イ) 放電灯用安定器(安定器として使用する変圧器を含む。)であつて、2次電圧が300Vを超えるものにあつては、絶縁変圧器であること。ただし、放電管を取り外したとき及び出力端子のいずれか1を大地との間に接続したとき、2次電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下になるものにあつては、この限りでない。
(略)	(ロ) けい光灯スタンドにあつては、適当な箇所に静電容量が0.006μF以上0.5μF以下(予熱始動式のものであつて、グローランプに並列に接続する場合は、0.006μF以上0.01μF以下)の雑音防止用コンデンサーを有していること。
(ハ) <u>光源</u> 取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又はゆるみ止めを施すこと。	(ハ) <u>ソケット</u> の取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又はゆるみ止めを施すこと。
(ニ) 陶磁器、ガラス等の割れるおそれのある材料を用いたものにあつては、これらのもの(電球、 <u>けい光ランプ又はエル・イー・ディー・ランプ</u> を除く。)を取り除いたとき、充電部に人が容易に触れるおそれのない構造であること。	(ニ) 陶磁器、ガラス等の割れるおそれのある材料を用いたものにあつては、これらのもの(電球 <u>又はけい光ランプ</u> を除く。)を取り除いたとき、充電部に人が容易に触れるおそれのない構造であること。
(略)	(ホ) パルス電圧を発生するものにあつては、点灯状態及び不点灯状態(放電管を2以上有するものにあつては、その任意の放電管を不点灯の状態にする場合を含む。)において、電源側に重畳するパルス電圧は、定格入力電圧の200%以下であり、かつ、そのパルス幅は、5ms以下であること。
(ヘ) <u>一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。</u>	(新設)
【解釈】 1 次に掲げるものは、「一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するもの」には含まない。 (1) 足元を照らす目的のもの (2) 舞台又はスタジオ照明用のもの(ストロボスコープ効果などの特殊効果を目的とするものに限る。) (3) 表示灯 (4) 常夜灯 (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、一般家庭やオフィス等において長時間人が照明目的に使用しないもの 2 次に掲げるものは、「光出力は、ちらつきを感じないもの」とみなす。 (1) 出力に欠落部(光出力のピーク値の5%以下の部分)がなく、繰り返し周波数が100Hz以上であるもの。 (2) 光出力の繰り返し周波数が500Hz以上であるもの。	
(ト) <u>光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</u>	(新設)
【解釈】 次に掲げる(1)及び(2)を満たすものにあつては、「供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計」が行われているとみなす。 (1) 次の試験を行ったとき、炎、煙、又は可燃性ガスが発生してはならない。入力電圧を調整し、入力電力を定格値の150%まで増加させ、温度が安定状態になった後、15分間継続させる。入力電力を定格値の150%まで増加させることができない場合は、入力電圧又は入力電流を定格値の150%まで増加させる。ただし、保護装置又は保護回路により入力電力が制限される場合は、制限された電力値まで増加させる(サージアプソーバー等を有するものは、試験中サージアプソーバーを回路から取り外して試験を行うことができる。)。電解コンデンサの安全弁動作による電解液の霧状噴出は、発煙とはみなさない。照明器具の部品から発生するガスが可燃性かどうかは、高周波火花発生器によって試験する。 (2) 電源回路の充電部を感電から保護する照明器具外郭又は照明器具内部に設けた電源回路部分の囲いは、金属又はJIS C 60695-2-11(2004)若しくはJIS C 60695-2-12(2004)に規定する試験を試験温度650℃で行ったとき、これに適合する材料、又はJIS C 60695-2-13(2004)に従ったグローワイヤ着火温度が675℃レベル以上の材料で構成されていること。ただし、照明器具外郭において、透光性を有する部分で照明器具の光学特性上やむを得ない部分についてはこの限りでない。	

<p>□ 絶縁性能</p> <p>(略)</p>	<p>□ 絶縁性能</p> <p>附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。</p>																				
<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において、<u>入力調整用コントローラーを有するものは入力が最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま</u>、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="210 652 823 807"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td><del>アスベスト口金のもの</del></td> <td><del>230</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。 2 温度の測定は、熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	<del>アスベスト口金のもの</del>	<del>230</del>	<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="1171 652 1801 807"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>アスベスト口金のもの</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。 2 温度の測定は、熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	アスベスト口金のもの	230
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	<del>アスベスト口金のもの</del>	<del>230</del>																			
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	アスベスト口金のもの	230																			
<p>ニ 熱変形</p> <p>(略)</p>	<p>ニ 熱変形</p> <p>ハに規定する試験状態を8時間継続したとき、器具の各部に変形、変質等の異状が生じないこと。</p>																				
<p>ホ 異常温度上昇</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 試験条件</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>d エル・イー・ディー・電気スタンドであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。</u></p> <p>(ロ) 基準</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>ホ 異常温度上昇</p> <p>(イ)の試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を、各部の温度上昇がほぼ一定となるまで(過負荷保護装置が動作したとき又は巻線が焼損して通電しなくなつたときは、その時まで)連続して加えたとき、(ロ)の基準に適合すること。</p> <p>(イ) 試験条件</p> <p>a 卓上形のものにあつては、試験品を横転させた状態で、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置くこと。</p> <p>b 蛍光灯スタンドであつて予熱始動式のものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、蛍光灯を点灯させるためのスターターを短絡すること。</p> <p>c 白熱電灯スタンドであつて2次電圧が30V以下の変圧器を有するものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、2次側の回路を短絡すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(ロ) 基準</p> <p>a 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充てん物がでないこと。</p> <p>b 熱電温度計法により測定した試験品の底部に面する木台の表面の温度は、160 (基準周囲温度は、30 とする。)以下であること。</p> <p>c 500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、蛍光灯スタンドにあつては1M 以上、その他のものにあつては0.1M 以上であること。</p>																				
<p>ヘ 自在性能</p> <p>(略)</p>	<p>ヘ 自在性能</p> <p>自在型のものにあつては、可動範囲においてそれぞれ5秒間に1回の割合で1,000回(可撓管の部分にあつては100回とし、往復で1回とする。)折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30%以下であり、かつ、各部に異状が生じないこと。</p>																				
<p>ト 機械的強度</p> <p>(略)</p>	<p>ト 機械的強度</p> <p>卓上形のものにあつては、附表第五2の試験を行ったとき、これに適合すること。</p>																				

2 (86の3)充電式携帯電灯	
<p><b>イ 構造</b></p> <p>(イ) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1. ストロボスコープ効果などの特殊効果を目的とするものは、「一般照明用に使用するエル・イー・ディーランプ」には含まない。</p> <p>2. 別表第八2(86)イ(ハ)の解釈2に同じ。</p> <p>(ロ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。</p>	(新設)
<p><b>イ 絶縁性能</b></p> <p>附表第三1及び2の試験を行つたとき、これに適合すること。</p>	(新設)
<p><b>ハ 平常温度上昇</b></p> <p>充電した状態において、定格周波数に等しい周波数の定格入力電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。</p>	<p><b>イ 絶縁性能</b></p> <p>附表第三1及び2の試験を行つたとき、これに適合すること。</p>
<p><b>ニ 機械的強度</b></p> <p>附表第五2の試験を行つたとき、これに適合すること。</p>	<p><b>ロ 平常温度上昇</b></p> <p>充電した状態において、定格周波数に等しい周波数の定格入力電圧に等しい電圧を加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。</p>
<p><b>ハ 機械的強度</b></p> <p>附表第五2の試験を行つたとき、これに適合すること。</p>	<p><b>ニ 機械的強度</b></p> <p>附表第五2の試験を行つたとき、これに適合すること。</p>
2 (86の4)ハンドランプ	
<p><b>イ 構造</b></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(ホ) 光源を保護するためのグローブ、照明カバー等を有すること。</p> <p>(ヘ) 光源取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又はゆるみ止めを施すこと。</p> <p>(ト) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>別表第八2(86の3)イ(イ)の解釈に同じ。</p>	(新設)
<p><b>イ 構造</b></p> <p>(イ) 屋外用のものにあつては、防水構造であること。</p> <p>(ロ) けい光灯を使用するものにあつては、適当な箇所に静電容量が0.006<math>\mu</math>F以上0.5<math>\mu</math>F以下(予熱始動式のものであつて、グローランプに並列に接続する場合は、0.006<math>\mu</math>F以上0.01<math>\mu</math>F以下)の雑音防止用コンデンサーを有していること。</p> <p>(ハ) 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するゴムキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブルを除く。)若しくはビニルキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のものであること。</p> <p>(ニ) 器体の外部に金属が露出していないもの、二重絶縁構造のもの又は電源プラグのアースの刃で接地できる構造のものであること。</p> <p>(ホ) 電球を保護するためのグローブ、照明カバー等を有すること。</p> <p>(ヘ) ソケットの取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又はゆるみ止めを施すこと。</p>	<p><b>イ 構造</b></p> <p>(イ) 屋外用のものにあつては、防水構造であること。</p> <p>(ロ) けい光灯を使用するものにあつては、適当な箇所に静電容量が0.006<math>\mu</math>F以上0.5<math>\mu</math>F以下(予熱始動式のものであつて、グローランプに並列に接続する場合は、0.006<math>\mu</math>F以上0.01<math>\mu</math>F以下)の雑音防止用コンデンサーを有していること。</p> <p>(ハ) 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するゴムキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブルを除く。)若しくはビニルキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のものであること。</p> <p>(ニ) 器体の外部に金属が露出していないもの、二重絶縁構造のもの又は電源プラグのアースの刃で接地できる構造のものであること。</p> <p>(ホ) 電球を保護するためのグローブ、照明カバー等を有すること。</p> <p>(ヘ) ソケットの取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又はゆるみ止めを施すこと。</p>

<p>(チ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</p> <p>〔解釈〕 別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。</p>	(新設)																				
<p>ロ 絶縁性能</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>ロ 絶縁性能</p> <p>屋外用のものにあつては附表第三1, 2及び3の試験を, その他のものにあつては附表第三1及び2の試験を行つたとき, これに適合すること。</p>																				
<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものは入力最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、入力端子に定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所のうち反射笠、グローブ、照明カバー等及び光源に近接する部分を除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="220 994 871 1142"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>アスベスト口金のもの</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。 2 温度の測定は、熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	アスベスト口金のもの	230	<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>入力端子に定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所のうち反射笠、グローブ、照明カバー等及び光源に近接する部分を除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="1134 994 1774 1142"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>アスベスト口金のもの</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。 2 温度の測定は、熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	アスベスト口金のもの	230
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	アスベスト口金のもの	230																			
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	アスベスト口金のもの	230																			
<p>ニ 異常温度上昇</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(イ) 試験条件</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>c 光源にエル・イー・ディーを使用するものであって、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが1.0mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。</p> <p>(ロ) 基準</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>ニ 異常温度上昇</p> <p>(イ)の試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を、各部の温度上昇がほぼ一定となるまで(過負荷保護装置が動作したとき又は巻線が焼損して通電しなくなつたときは、その時まで)連続して加えたとき、(ロ)の基準に適合すること。</p> <p>(イ)試験条件</p> <p>a 蛍光灯を使用するものであつて予熱始動式ののものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、蛍光灯を点灯させるためのスターターを短絡すること。</p> <p>b 白熱電灯を使用するものであつて2次電圧が30V以下の変圧器を有するものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、2次側の回路を短絡すること。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(ロ) 基準</p> <p>a 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。</p> <p>b 熱電温度計法により測定した試験品の底部に面する木台の表面の温度は、160 (基準周囲温度は、30 とする。)以下であること。</p> <p>c 500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、0.1M 以上であること。</p>																				
<p>ホ 熱変形</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>ホ 熱変形</p> <p>ハに規定する試験状態を8時間継続したとき、器具の各部に変形、変質等の異状が生じないこと。</p>																				

<p>へ 耐熱衝撃性</p> <p>(略)</p>	<p>へ 耐熱衝撃性</p> <p>屋外用のものにあつては、八に規定する試験状態のまま、周囲温度より10K低い温度(4以下の場合は、4とする。)の水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態のように注水したとき、各部に異状が生じないこと。</p>
<p>ト 機械的強度</p> <p>(略)</p>	<p>ト 機械的強度</p> <p>附表第五2の試験を行つたとき、これに適合すること。</p>
<p>チ 二重絶縁構造</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) <u>光源取付け部</u>にあつては、ランプの口金に接する面及び端子部以外の部分につなぎ目のない絶縁物が施されたものであること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>チ 二重絶縁構造</p> <p>二重絶縁構造のものにあつては、次に適合すること。</p> <p>(イ) 通常の使用状態において、開口部から水が浸入するおそれのないこと。ただし、充電部及び基礎絶縁が施された部分に水が浸入するおそれのない構造のものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ロ) <u>ランプのソケット</u>にあつては、ランプの口金に接する面及び端子部以外の部分につなぎ目のない絶縁物が施されたものであること。</p> <p>(ハ) 端子台の充電部には、絶縁性の保護カバーを設けてあること。</p> <p>(ニ) 電線接続部にハンドルが近接している場合は、ハンドルが絶縁物製であり、その厚さが、合成樹脂の場合は2mm以上、ゴムの場合は4mm以上であること。</p>

(86の5)白熱電球、(86の6)蛍光ランプ(略) 改正なし

<p>2 (86の6の2)エル・イー・ディー・ランプ</p>	
<p>イ 構造</p> <p>(イ) <u>口金等の導電部は、銅又は銅合金であること。</u></p> <p>(ロ) <u>口金のかん合部の寸法は、JIS C 7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金」に適合すること。</u></p> <p>(ハ) <u>コンデンサーを有するものにあつては、電源を遮断したときに、口金の異極充電部間の電圧は1秒後において、4.5V以下であること。ただし、口金の異極充電部から見た回路の総合静電容量が0.1μF以下であるものにあつてはこの限りではない。</u></p> <p>(ニ) <u>一般照明用に使用するエル・イー・ディー・ランプにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。</u></p> <p>【解釈】</p> <p>1 <u>次に掲げるものは「一般照明用に使用するエル・イー・ディー・ランプ」には含まない。</u></p> <p>(1) ストロブスコープ効果などの特殊効果を目的とするもの</p> <p>(2) 一般家庭やオフィス等において長時間人が照明目的に使用しないもの</p> <p>2 <u>別表第八2(86)イ(へ)の解釈2に同じ。</u></p> <p>(ホ) <u>供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</u></p>	<p>(新設)</p>

**【解釈】**

次に掲げる(1)及び(2)を満たすものにあつては、「供用期間中発煙、発火等火災に関連する故障が発生しない設計」が行われているとみなす。

(1) 次の試験を行ったとき、炎、煙、又は可燃性ガスが発生してはならない。入力電圧を調整し、入力電力を定格値の150%まで増加させ、温度が安定状態になった後、15分間継続させる。入力電力を定格値の150%まで増加させることができない場合は、入力電圧又は入力電流を定格値の150%まで増加させる。ただし、保護装置又は保護回路により入力電力が制限される場合は、制限された電力値まで増加させる(サージアブソーバー等を有するものは、試験中サージアブソーバーを回路から取り外して試験を行うことができる。)。なお、電解コンデンサの安全弁動作による電解液の霧状噴出は、発煙とはみなさない。ランプの部品から発生するガスが可燃性かどうかは、高周波火花発生器によって試験する。

(2) 電源回路の充電部を感電から保護するランプ外郭又はランプ内部に設けた電源回路部分の囲いは、金属又はJIS C 60695-2-11(2004)若しくはJIS C 60695-2-12(2004)に規定する試験を試験温度650で行ったとき、これに適合する材料、又はJIS C 60695-2-13(2004)に従ったグローワイヤ着火温度が675レベル以上の材料で構成されていること。ただし、ランプ外郭において、透光性を有する部分でランプの光学特性上やむを得ない部分についてはこの限りでない。

**ロ 絶縁性能** (新設)

附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。

**ハ 口金の接着強さ** (新設)

(イ) 次の表に掲げる口金を用いたランプにあつては、口金ピン根元とランプ着脱時に保持される部分との間に同表に掲げるねじりモーメントを徐々に加えたとき、異状が生じないこと。

口金の種類及び大きさ		ねじりモーメント (Nm)
ピンが2本のもの	G X 5 3	3
	B 2 2 d	3

(ロ) 次の表に掲げる口金を用いたランプにあつては、口金ねじ部とランプ着脱時に保持される部分との間に同表に掲げるねじりモーメントを徐々に加えたとき、異状が生じないこと。

口金の大きさ	ねじりモーメント (Nm)
E 1 1	0. 8
E 1 2	0. 8
E 1 4	1. 1 5
E 1 7	1. 5
E 2 6	3

**(86の7)白熱電灯器具及び放電灯器具(中略)**

**二 平常温度上昇**

通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものにあつては入力が最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものにあつてはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7に掲げる測定箇所にあつては、光源に近接する部分並びに人が容易に触れるおそれのない場所で使用するものの反射笠、グローブ及び照明カバーを除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度(℃)
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170
	メカニカル口金のもの	230
	アスベスト口金のもの	230

(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。  
2 温度の測定は、熱電温度計法とする。

**二 平常温度上昇**

通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものにあつては入力が最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものにあつてはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7に掲げる測定箇所にあつては、光源に近接する部分並びに人が容易に触れるおそれのない場所で使用するものの反射笠、グローブ及び照明カバーを除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度(℃)
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170
	メカニカル口金のもの	230
	アスベスト口金のもの	230

(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。  
2 温度の測定は、熱電温度計法とする。

**2 (86の7の2) エル・イー・ディー電灯器具((86)及び(86の4)に掲げるものを除く。)**

**イ 構造** (新設)

(イ) 屋外用のものにあつては、防水構造であること。

(ロ) グローブ、カバー等を有するものにあつては、器体の内部に虫、じんあい等が侵入し難い構造であること。

(ハ) 光源取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又は緩み止めを施すこと。

(ニ) プルススイッチを有するものにあつては、引きひもを操作することによりプルススイッチが破損せず、かつ、絶縁距離が附表第二に掲げる値以下にならない構造であること。

(ホ) 陶磁器、ガラス等の割れるおそれのある材料を用いたものにあつては、これらのもの(エル・イー・ディー・ランプを除く。)を取り除いたとき、充電部に人が容易に触れるおそれのない構造であること。

(ヘ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のものであること。

(ト) 器具の質量が3kgを超えるものにあつては、電源電線でつり下げる構造のものでないこと。ただし、器具の補強索等により機械的強度を強化した電源電線を使用するものにあつては、この限りでない。

(チ) 器具の重さが5kgを超えるものにあつては、ローゼットの電氣的接続部に荷重が加わらないこと。

(リ) つり下げ型のものにおいては、引きひも取付け部及び引きひもは、次に適合すること。

a 器具を通常の使用状態に取り付け、引きひも取付け部に70Nの引張荷重を1分間加えたとき、これに耐えること。

b aの試験の後、引きひもの先端に50Nの引張荷重を1分間加えたとき、引きひもは切断せず、かつ、150Nの引張荷重を加えたとき、引きひもは切断すること。

c a及びbの試験の後、器体に異状が生じないこと。

(ヌ) 一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。

#### 【解釈】

1 次に掲げるものは、「一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するもの」には含まない。

(1) 足元を照らす目的のもの

(2) 舞台又はスタジオ照明用のもの(ストロボスコープ効果などの特殊効果を目的とするものに限る。)

(3) 表示灯

(4) 常夜灯

(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、一般家庭やオフィス等において長時間人が照明目的に使用しないもの

(6) 地中埋込用のもの

(7) 水中照明用のもの

(8) 陳列物照射用のもの

2 別表第八2(86)イ(ヘ)の解釈2に同じ。

(ル) 供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

#### 【解釈】

別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。

ロ 絶縁性能

(新設)

<p>屋外用のものにあつては附表第三1, 2及び3の試験を, その他のものにあつては附表第三1及び2の試験を行つたとき, これに適合すること。</p>									
<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において, 入力調整用コントローラーを有するものにあつては入力最大となる位置にセットし, 入力調整用コントローラーを有しないものにあつてはそのまま, 定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え, 各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は, 附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7に掲げる測定箇所にあつては, 光源に近接する部分並びに人が容易に触れるおそれのない場所で使用するものの反射等, グローブ及び照明カバーを除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下, 次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="199 552 951 694"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において, 基準周囲温度は, 30°Cとする。 2 温度の測定は, 熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(°C)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	(新設)
測定箇所		温度(°C)							
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170							
	メカニカル口金のもの	230							
<p>ニ 熱変形</p> <p>ハに規定する試験条件を8時間継続したとき, 器具の各部に変形, 変質等の異状が生じないこと。</p>	(新設)								
<p>ホ 耐熱衝撃性</p> <p>屋外用のものにあつては, ハに規定する試験状態のまま, 周囲温度より10K低い温度(4以下の場合は, 4とする。)の水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水したとき, 各部に異状が生じないこと。</p>	(新設)								
<p>ヘ 機械的強度</p> <p>つり下げ型のものにおいては, 試験品を通常の使用状態に取り付け, 次の(イ)及び(ロ)に掲げる試験を行つたとき, 各部にひび, 割れその他の異状が生ぜず, かつ, 電源電線で器具をつり下げる構造のものにあつては, 電源電線の接続端子に張力が加わらないこと。</p> <p>(イ) 器具の質量の4倍の値(器具の質量の4倍の値が8kg未満のものにあつては8kgの値)に等しい値の引張荷重を器体とつり具との間に1時間加えること。</p> <p>(ロ) 引きひもを有するものであつて器具の質量が5kg未満のものにあつては, 器具の質量の値に1.5kgを加えた値に等しい値の引張荷重を器体とつり具との間に1分間加えること。</p>	(新設)								
<p>2 (86の8) 広告灯</p>									
<p>イ 構造</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(二) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては, 供用期間中, 発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</p> <p>【解釈】 別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。</p>	<p>イ 構造</p> <p>(イ) 屋外用のものにあつては, 防水構造であること。</p> <p>(ロ) 屋外用のものにあつては, アース機構を設けてあること。ただし, 器体の外部に金属が露出してないもの及び二重絶縁構造のものにあつては, この限りでない。</p> <p>(ハ) 屋外用のものであつて, 人が踏むおそれのある場所で使用するものにあつては, 電源電線は, 別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて, その断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のものであること。</p> <p>(新設)</p>								

<p>□ 絶縁性能</p> <p>(略)</p>	<p>□ 絶縁性能</p> <p>屋外用のものにあつては附表第三1, 2及び3の試験を, その他のものにあつては附表第三1及び2の試験を行ったとき, これに適合すること。</p>																				
<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において, <u>入力調整用コントローラーを有するものは入力最大となる位置にセッとし, 入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま</u>, 定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して加え, 各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は, 附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下, 次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="233 685 842 825"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td><del>アスベスト口金のもの</del></td> <td><del>230</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において, 基準周囲温度は, 30℃とする。 2 温度の測定は, 熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	<del>アスベスト口金のもの</del>	<del>230</del>	<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において, 定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して加え, 各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は, 附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下, 次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="1136 670 1734 810"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>アスベスト口金のもの</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において, 基準周囲温度は, 30℃とする。 2 温度の測定は, 熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	アスベスト口金のもの	230
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	<del>アスベスト口金のもの</del>	<del>230</del>																			
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	アスベスト口金のもの	230																			
<p>ニ 異常温度上昇</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 試験条件</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>c 光源にエル・イー・ディーを使用するものであつて, 出力回路の露出充電部を有する場合は, 厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き, 出力側の露出充電部を短絡すること。</u></p> <p>(ロ) 基準</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>ニ 異常温度上昇</p> <p>(イ)の試験条件において, 定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を, 各部の温度上昇がほぼ一定となるまで(過負荷保護装置が動作したとき又は巻線が焼損して通電しなくなつたときは, その時まで)連続して加えたとき, (ロ)の基準に適合すること。</p> <p>(イ) 試験条件</p> <p>a 蛍光灯を使用するものであつて予熱始動式のものにあつては, 厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き, 蛍光灯を点灯させるためのスターターを短絡すること。</p> <p>b 白熱電灯を使用するものであつて2次電圧が30V以下の変圧器を有するものにあつては, 厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き, 2次側の回路を短絡すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(ロ) 基準</p> <p>a 器体の外部に炎又は熔融した絶縁性充てん物が出ないこと。</p> <p>b 熱電温度計法により測定した試験品の底部に面する木台の表面の温度は, 160 (基準周囲温度は, 30 とする。)以下であること。</p> <p>c 500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は, 0.1M 以上であること。</p>																				
<p>ホ 耐熱衝撃性</p> <p>(略)</p>	<p>ホ 耐熱衝撃性</p> <p>屋外用のものにあつては, ハに規定する試験状態を継続し, 周囲温度より10K低い温度(4以下の場合は, 4 とする。)の水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水したとき, 各部に異状が生じないこと。</p>																				
<p>2 (87) 庭園灯器具</p>																					
<p>イ 構造</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>イ 構造</p> <p>(イ) 水がかかるおそれのある点滅器, 開閉器および接続器は, 防水構造であること。</p> <p>(ロ) グローブ, カバー等を有するものにあつては, 器体の内部に虫, じんあい等が侵入し難い構造であること。</p>																				

<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</p> <p>【解釈】 別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。</p>	<p>(ハ) けい光灯を使用するものにあつては、適当な箇所に静電容量が0.006<math>\mu</math>F以上0.5<math>\mu</math>F以下(予熱始動式のものであつて、グローランプに並列に接続する場合は、0.006<math>\mu</math>F以上0.01<math>\mu</math>F以下)の雑音防止用コンデンサーを有していること。</p> <p>(ニ) アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ホ) 電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するゴムキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブルを除く。)若しくはビニルキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のものであること。</p> <p>(新設)</p>																				
<p>ロ 絶縁性能</p> <p>(略)</p>	<p>ロ 絶縁性能</p> <p>附表第三1, 2及び3の試験を行つたとき、これに適合すること。</p>																				
<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものは入力最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、入力端子に定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え、この間において各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="235 1498 772 1632"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td><del>アスベスト口金のもの</del></td> <td><del>230</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。 2 温度の測定は、熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	<del>アスベスト口金のもの</del>	<del>230</del>	<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>入力端子に定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え、この間において各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="1129 1498 1667 1632"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定箇所</th> <th>温度(℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソケット部の口金</td> <td>セメント口金のもの</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>メカニカル口金のもの</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>アスベスト口金のもの</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 この表において、基準周囲温度は、30℃とする。 2 温度の測定は、熱電温度計法とする。</p>	測定箇所		温度(℃)	ソケット部の口金	セメント口金のもの	170	メカニカル口金のもの	230	アスベスト口金のもの	230
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	<del>アスベスト口金のもの</del>	<del>230</del>																			
測定箇所		温度(℃)																			
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170																			
	メカニカル口金のもの	230																			
	アスベスト口金のもの	230																			
<p>ニ 異常温度上昇</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 試験条件</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>c 光源にエル・イー・ディーを使用するものであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが1.0mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。</p> <p>(ロ) 基準</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>ニ 異常温度上昇</p> <p>(イ)の試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を、各部の温度上昇がほぼ一定となるまで(過負荷保護装置が動作したとき又は巻線が焼損して通電しなくなつたときは、その時まで)連続して加えたとき、(ロ)の基準に適合すること。</p> <p>(イ) 試験条件</p> <p>a 蛍光灯を使用するものであつて予熱始動式のものであつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、蛍光灯を点灯させるためのスタータを短絡すること。</p> <p>b 白熱電灯を使用するものであつて2次電圧が30V以下の変圧器を有するものにあつては、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、2次側の回路を短絡すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(ロ) 基準</p> <p>a 器体の外部に炎又は溶融した絶縁性充てん物が出ないこと。</p> <p>b 熱電温度計法により測定した試験品の底部に面する木台の表面の温度は、160 (基準周囲温度は、30 とする。)以下であること。</p>																				

(略)	c 500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、0.1M 以上であること。
ホ 熱変形  (略)	ホ 熱変形 ハに規定する試験状態を8時間継続したとき、器具の各部に変形、変質等の異状が生じないこと。
ヘ 耐熱衝撃性  (略)	ヘ 耐熱衝撃性 グローブ、カバー等を有するものにあつては、ハに規定する試験状態を継続し、周囲温度より10K低い温度(4 以下の場合は、4 とする。)の水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向からグローブ、カバー等に降雨状態において一様に注水したとき、各部に異状が生じないこと。
ト 二重絶縁構造  (略)  (略)  (ロ) 光源取付け部にあつては、ランプの口金に接する面及び端子部以外の部分につなぎ目のない絶縁物が施されたものであること。  (略)	ト 二重絶縁構造 二重絶縁構造のものにあつては、次に適合すること。  (イ) 通常の使用状態において、開口部から水が浸入するおそれのないこと。ただし、充電部及び基礎絶縁が施された部分に水が浸入するおそれのない構造のものにあつては、この限りでない。  (ロ) ランプのソケットにあつては、ランプの口金に接する面及び端子部以外の部分につなぎ目のない絶縁物が施されたものであること。  (ハ) 端子台の充電部には、絶縁性の保護カバーを設けてあること。

2 (88) 装飾用電灯器具

イ 構造  (イ) 電源電線及び光源相互間を接続する電線(器体の内部の配線に使用する電線を除く。以下イ及びロにおいて同じ。)は、次に適合すること。  (略)  (略)  (略)  (ハ) 電源に直接に接続するさし込みプラグ及び次に適合する送り用接続器1個以外の接続器を有しないこと。  (略)  (略)  (略)  (略)	イ 構造  (イ) 電源電線及び電球相互間を接続する電線(器体の内部の配線に使用する電線を除く。以下イ及びロにおいて同じ。)は、次に適合すること。  a 屋内用のものにあつては、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合する電線であつて、その断面積は次の表に掲げる値以上であること。この場合において、変圧器を有するものの1次側の電源電線にあつては、その断面積は0.75mm <sup>2</sup> 以上とし、差し込みプラグ(定格遮断電流が500A以上であつて定格電流が3A以下のヒューズを有するものに限る。)に附属する電線であつて、その長さが2m以下のものにあつては、その断面積は0.5mm <sup>2</sup> 以上とすることができる。  b 屋外用のものにあつては、別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するキャプタイヤコード若しくはキャプタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm <sup>2</sup> 以上のものであること。  (ロ) ソケットのボディと口金とは、確実に取り付けてあること。  (ハ) 電源に直接に接続するさし込みプラグ及び次に適合する送り用接続器1個以外の接続器を有しないこと。  a 別表第四6(1)ニ(ホ)aに規定する接続器がかん合しないものであること。  b 受口の数、は、1であること。  c キャップ等のふたを有すること。  d 送り用接続器の近傍にラベル等の適当な方法により接続できる電球数、電球の種類、図示した電球の形状及び送り用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示を付してあること。
---	---

<p>e. <u>光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、送信用接続器の近傍にラベル等の適当な方法により最大電流及び定格電圧又は、接続できる光源数及び光源の種類、並びに送信用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示を付してあること。</u></p> <p>(二) 電源電線及び光源相互間を接続する電線を器体の外方に向かつて器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30N、クリスマスツリー用のものであつて屋内で使用するつり下げ形のもの若しくはツリー付きのものにあつては10Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かつて電源電線又は光源相互間を接続する電線の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線又は光源相互間を接続する電線と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。</p> <p>(略)</p> <p><u>(ハ) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</u></p> <p><b>【解釈】</b> 別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。</p>	<p>(新設)</p> <p>(二) 電源電線及び電球相互間を接続する電線を器体の外方に向かつて器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30N、クリスマスツリー用のものであつて屋内で使用するつり下げ形のもの若しくはツリー付きのものにあつては10Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かつて電源電線又は電球相互間を接続する電線の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線又は電球相互間を接続する電線と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。</p> <p>(ホ) 屋外用のものにあつては、防水構造であること。</p> <p>(新設)</p>
<p>ロ 絶縁性能</p> <p>(イ) 屋外用のもののうち、つり下げ形のものにあつては電源電線及び光源相互間を接続する電線を直径50mmの金属製丸棒に一樣に巻き付け、その他のものにあつては器体に金属はくをすき間なくあて、通常の使用状態において、清水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一樣に(さし込みプラグの刃の部分を除く。)注水し、1時間を経過した時に注水を続けながら500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と金属製丸棒又は金属はくとの間の絶縁抵抗は、1M (二重絶縁構造のものにあつては、3M )以上であり、かつ、充電部と金属製丸棒又は金属はくとの間に1,000V(二重絶縁構造のものにあつては、2,500V)の交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げるもの以外のものであつて、光源に人が直接触れるおそれのあるものにあつては、八に規定する試験の前後において、直径6mmの鋼球を充てんした容器の中に、試験品(差し込みプラグを有するものにあつては刃の部分、その他のものにあつては電源電線の先端の部分を除く。)を埋め込み、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と鋼球との間の絶縁抵抗は、1M (二重絶縁構造のものにあつては、3M )以上であり、かつ、八に規定する試験の直後に充電部と鋼球との間に1,000V(二重絶縁構造のものにあつては、2,500V)の交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。</p> <p>(略)</p>	<p>ロ 絶縁性能</p> <p>(イ) 屋外用のもののうち、つり下げ形のものにあつては電源電線及び電球相互間を接続する電線を直径50mmの金属製丸棒に一樣に巻き付け、その他のものにあつては器体に金属はくをすき間なくあて、通常の使用状態において、清水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一樣に(さし込みプラグの刃の部分を除く。)注水し、1時間を経過した時に注水を続けながら500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と金属製丸棒又は金属はくとの間の絶縁抵抗は、1M (二重絶縁構造のものにあつては、3M )以上であり、かつ、充電部と金属製丸棒又は金属はくとの間に1,000V(二重絶縁構造のものにあつては、2,500V)の交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げるもの以外のものであつて、電球に人が直接触れるおそれのあるものにあつては、八に規定する試験の前後において、直径6mmの鋼球を充てんした容器の中に、試験品(差し込みプラグを有するものにあつては刃の部分、その他のものにあつては電源電線の先端の部分を除く。)を埋め込み、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と鋼球との間の絶縁抵抗は、1M (二重絶縁構造のものにあつては、3M )以上であり、かつ、八に規定する試験の直後に充電部と鋼球との間に1,000V(二重絶縁構造のものにあつては、2,500V)の交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。</p> <p>(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げるもの以外のものにあつては、附表第三1及び2の試験を行つたとき、これに適合すること。</p>
<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において、<u>入力調整用コントローラーを有するものは入力最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま</u>、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所にあつては、人が直接触れるおそれのある光源の表面以外の部分に限る。)にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、人が直接触れるおそれのある光源の表面にあつては95 (基準周囲温度は、30 とする。)以下であること。</p>	<p>ハ 平常温度上昇</p> <p>通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所にあつては、人が直接触れるおそれのある電球の表面以外の部分に限る。)にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、人が直接触れるおそれのある電球の表面にあつては95 (基準周囲温度は、30 とする。)以下であること。</p>
<p>ニ 過電圧耐力</p> <p>(略)</p>	<p>ニ 過電圧耐力</p> <p>定格周波数に等しい周波数の定格電圧の110%に等しい電圧を1時間連続して加えたとき、絶縁不良、短絡その他の異状が生じないこと。</p>
<p>ホ ヒューズの溶断特性</p>	<p>ホ ヒューズの溶断特性</p>

(略)	ヒューズ電球のヒューズは、1Aの電流を通じた場合に、1分以内で溶断すること。
へ 熱変形 (略)	へ 熱変形 八に規定する試験状態を8時間継続したとき、器具の各部に変形、変質等の異状が生じないこと。
ト 耐熱衝撃性 (略)	ト 耐熱衝撃性 屋外用のものにあつては、八に規定する試験状態のままで、周囲温度より10K低い温度(4以下の場合は、4とする。)の水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方面から降雨状態で様に注水したとき、各部に異状が生じないこと。
チ 機械的強度 (略)	チ 機械的強度 附表第五2の試験を行つたとき、これに適合すること。

(中略)

2 (107) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具

イ 構造 (略)	イ 構造 (イ) 点滅器(電源を開閉するものに限る。)及び接続器は、別表第四(2(2)へ(ロ)及び(ハ)を除く。)に規定する技術上の基準に適合するものであること。
(ロ) 電灯付きの家具にあつては、その熱により危険が生ずるおそれのない構造であること。	(ロ) <u>白熱電灯又は放電灯</u> 付きの家具にあつては、その熱により危険が生ずるおそれのない構造であること。
(ハ) <u>一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。</u>	(新設)
【解釈】 別表第八2(86)イ(へ)の解釈に同じ。	
(ニ) <u>光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。</u>	(新設)
【解釈】 別表第八2(86)イ(ト)の解釈に同じ。	
ロ 絶縁性能 (略)	ロ 絶縁性能 附表第三1及び2の試験を行つたとき、これに適合すること。
ハ 平常温度上昇 通常の使用状態において、 <u>入力調整用コントローラーを有するものは入力最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま</u> 、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。	ハ 平常温度上昇 通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。

附表第六 電気用品の表示の方式

改正案

現行

附表第六 電気用品の表示の方式

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
電気冷房機及び電気除湿機	(略)	(略)
白熱電球、蛍光灯及びエール・ディー・ランプ	1 定格電圧(安定器を内蔵しない蛍光灯を除く) 2 定格消費電力	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、1個ごとに包装紙の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合はこれを省略することができる。
写真焼付器、マイクロフィルムリーダー、その他の白熱電灯器具及び放電灯器具並びにエール・ディー・電灯器具、広告灯、検卵器、電気消毒器、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ並びに庭園灯器具	1 定格電圧 2 定格消費電力(放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。) 3 適用光源の定格消費電力(使用者が交換できる光源をもつものに限る。) 4 定格周波数(放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。) 5 屋外用のものにあつては、その旨(その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具及びエール・ディー・電灯器具の場合に限る。) 6 屋内用のものにあつては、その旨(広告灯及びハンドランプの場合に限る。) 7 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、写真引伸機及び写真引伸機用ランプハウス		(略)

以下(略)

(改)

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
電気冷房機及び電気除湿機	(略)	(略)
白熱電球及び蛍光灯	1 定格電圧(白熱電球の場合に限る。) 2 定格消費電力	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、1個ごとに包装紙の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。
写真焼付器、マイクロフィルムリーダー、その他の白熱電灯器具及び放電灯器具、広告灯、検卵器、電気消毒器、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ及び庭園灯器具	1 定格電圧 2 定格消費電力(放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。) 3 適用電灯の定格消費電力 4 定格周波数(放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。) 5 屋外用のものにあつては、その旨(その他の白熱電灯器具及び放電灯器具の場合に限る。) 6 屋内用のものにあつては、その旨(広告灯の場合に限る。) 7 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、写真引伸機及び写真引伸機用ランプハウス	(略)	(略)

以下(略)